# 令和6年度に実施した個別指導において 保険医療機関(歯科)に改善を求めた 主な指摘事項

※令和 6 年度の主な指摘事項については、令和 6 年度診療報酬改定前の診療報酬明細書 等により指摘を行った事項もありますのでご留意ください

中国四国厚生局

# 目 次

I 保険診療等に関する事項	
1 診療録等	
(1)診療録	1
(2) 歯科衛生士の業務記録	$\cdots \cdots 2$
(3)歯科技工指示書	2
2 基本診療料	
(1)初・再診料	2
(2)初・再診料の加算	2
3 特掲診療料	
(1) 医学管理等	3
(2)在宅医療	· · · · · · · · · 5
(3)検査	6
(4)画像診断	6
(5)投薬	• • • • • • • • • 7
(6) リハビリテーション	• • • • • • • • • 7
(7) 処置	8
(8) 手術	9
(9) 歯冠修復及び欠損補綴	• • • • • • • • • 10
II 診療報酬の請求等に関する事項	
1 届出事項、報告事項等	• • • • • • • • • 11
2 掲示事項	• • • • • • • • • 11
3 診療報酬請求	• • • • • • • • • • 12
4 一部負担金等	• • • • • • • • • 12
5 その他	

#### I 保険診療等に関する事項

#### 1 診療録等

#### (1)診療録

- ① 保険医は、診療録が保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分 に記載すること。
- ② 複数の保険医が従事する保険医療機関においては、診療の責任の所在を明確にするために、診療を担当した保険医は診療録を記載した後、署名又は記名押印すること。
- ③ 診療録第1面(療担規則様式第一号(二)の1)の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
  - ア 主訴について記載がない。
  - イ 転帰について記載がない、又は不十分である。
  - ウ 傷病名を適切に整理していない。
  - エ 整理していないために傷病名が多数となっている。
  - オ 終了年月日について記載が不十分である。
- ④ 診療録第2面(療担規則様式第一号(二)の2)の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
  - ア 症状、所見、診療方針について記載が不十分である。
  - イ 症状、所見について記載がない。
  - ウ 診断根拠について記載が不十分である。
- ⑤ 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に記載すること。
  - ア 行を空けた記載がある。
  - イ 療法・処置欄の1行に対し複数行の記載がある。
  - ウ 判読困難な記載がある。
  - エ 欄外への記載がある。
  - オ 二本線で抹消せず重ね書きによる訂正がある。
  - カ 鉛筆等書き換え可能な筆記用具(鉛筆)による記載がある。
- ⑥ 現在使用が認められていない略称(CAD/CAM冠を「CC冠」と表記)を使用している例が認められたので、略称を使用するに当たっては、「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について(令和6年3月27日保医発0327第7号)」を参照し適切に記載すること。
- ⑦ 診療録の整備及び保管状況について、次の不備のある例が認められたので改めること。
  - ア 保険診療に係る診療録と自由診療に係る診療録とを区別して整備していない。
  - イ 診療録が適切に編綴されていない。

- ⑧ レセプトコンピュータ等OA機器により作成した診療録の記載方法、記載内容について、診療を行った保険医が署名又は記名押印を行っていない不適切な例が認められたので、適切に診療録を作成すること。
- (2) 歯科衛生士の業務記録

歯科衛生士が行った業務について、記録を作成していない例が認められたので 改めること。

#### (3) 歯科技工指示書

- ① 歯科技工指示書に記載すべき次の内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
  - ア 発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所 在地
  - イ 使用材料
  - ウ 発行の年月日
  - エ 作成が行われる歯科技工所の名称及び所在地
- ② 診療録と関係書類(歯科技工指示書、納品書)において、歯科技工物の製作 内容について一致しない例が認められたので、保険医療機関及び保険医により 十分に照合・確認すること。

#### 2 基本診療料

# (1) 初·再診料

- ① 算定できない歯科初診料を算定している次の例が認められたので改めること。 ア 急性の症状が認められる根尖性歯周炎であって、明らかに同一の疾病又は 負傷に係る診療が継続している。
  - イ 歯周病等の慢性疾患である場合等であって、同一の疾病又は負傷に係る診療が継続している。
- ② 歯科初診料を算定する際には、歯科医学的に初診といわれる診療行為を的確 に行い、診療録に適切に記載すること。

#### (2) 初・再診料の加算

- ① 算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算を算定している次の例が認められたので改めること。
  - ア 当該加算を算定した日の患者の状態を診療録に記載していない。
  - イ 著しく歯科診療が困難な者に該当していない。
- ② 医療情報取得加算について、患者に対する初診時問診票の項目は別紙様式5を参考とすること。

#### 3 特揭診療料

#### (1) 医学管理等

- ① 歯科疾患管理料
  - ア 2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に診療録に記載すべき管理に係る要点について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて 適切に記載すること。
  - イ 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

1回目の管理計画において、患者の歯科治療および口腔管理を行う上で必要な基本状況、口腔の状態、必要に応じて実施した検査結果等の要点、治療方針の概要等、歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報を診療録に記載していない。

- ウ 1回目の管理計画において診療録に記載すべき内容について、記載の不十 分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載 すること。
  - (ア)基本状況(全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む 生活習慣の状況等)
  - (イ) 口腔の状態(歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等)
- エ 2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に診療録に記載すべき管理に係る要点について、画一的に記載している例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- オ 文書提供加算について
  - (ア)患者等に提供した文書の写しを診療録に添付しておらず、算定要件を 満たしていない文書提供加算を算定している例が認められたので改める こと。
  - (イ)文書提供加算に係る提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に 記載すること。
    - ・患者の基本状況(生活習慣等)
    - ・口腔の状態(口腔内の状況)
- カ 長期管理加算について

算定要件を満たしていない長期管理加算を算定している次の例が認められ たので改めること。

当該管理加算を初めて算定する場合に、患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項について、その要点を診療録に記載していない。

#### ② 口腔機能管理料

- ア 口腔機能管理料を算定した月に診療録(管理に係る記録を文書により作成 している場合はその文書)に記載すべき管理内容について、記載の不十分な 例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- イ 口腔機能低下症の診断には「口腔機能低下症に関する基本的な考え方」 (令和6年3月 日本歯科医学会)を参考にし、示されている7項目の口腔機 能精密検査を可能な限り行うこと。
- ③ 周術期等口腔機能管理計画策定料

管理計画書に記載すべき内容について、基礎疾患の状態や生活習慣の記載が 不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

- ④ 歯科衛生実地指導料
  - ア 算定要件を満たしていない歯科衛生実地指導料1を算定している次の例が 認められたので改めること。
    - (ア) 歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない。
    - (イ)患者に指導内容に係る情報を文書により、3月に1回以上提供していない。
    - (ウ)情報提供文書の写しを診療録に添付していない。
    - (エ) 歯科衛生士による実地指導を15分以上実施していない。
  - イ 情報提供文書に記載すべき指導等の内容について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
  - ウ 情報提供文書に記載すべき実地指導を行った時間について、画一的に記載 している例が認められたので、実態に沿った適切な実施時刻(開始時刻と終 了時刻)を記載すること。
- ⑤ 手術後医学管理料

特定集中治療室管理料に係る届出を行っている場合に、算定できない手術後 医学管理料を算定している例が認められたので改めること。

- ⑥ 診療情報提供料(I)
  - ア 交付した文書に検査結果の備考欄がなく、別紙様式 11 又は 11 の 2 に準じていない不適切な例が認められたので改めること。
  - イ 診療情報提供料(I)の注5に規定する加算を算定する場合において、退 院患者の紹介に当たって添付した退院後の治療計画の内容が不十分な例が認 められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
  - ウ 算定要件を満たしていない診療情報提供料(I)を算定している次の例が 認められたので改めること。

交付した文書の写しを診療録に添付していない。

(7) 薬剤情報提供料

情報提供文書に記載すべき副作用及び相互作用について、記載の不十分な例

が認められたので、適切に記載すること。

- ⑧ 新製有床義歯管理料
  - ア 情報提供文書に記載すべき欠損の状態及び指導内容等の要点について、画 一的に記載している例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載す ること。
  - イ 算定要件を満たしていない新製有床義歯管理料「2 困難な場合」を算定 している次の例が認められたので改めること。
    - (ア)情報提供文書の写しを診療録に添付していない。
    - (イ) 情報提供文書を患者又はその家族等に提供していない。

#### (2) 在宅医療

- ① 歯科訪問診療料
  - ア 算定要件を満たしていない歯科訪問診療料を算定している次の例が認められたので改めること。

第1回目の歯科訪問診療の際に、当該患者の病状に基づいた訪問診療の計画の要点を診療録に記載又は当該計画書の写しを診療録に添付していない。

- イ 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、 次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
  - (ア) 患者の病状に基づいた訪問診療計画の要点
  - (イ) 2回目以降に計画の変更を行った場合の変更の要点
- ウ 診療録に記載すべき内容について画一的に記載している、又は記載の不十 分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載 すること。
  - (ア) 実施時刻(開始時刻と終了時刻)
  - (イ) 歯科訪問診療の際の患者の状態等(急変時の対応の要点を含む。)
- ② 歯科訪問診療料の加算
  - ア 歯科診療特別対応加算

診療録に記載すべき内容について、算定した日の患者の状態の記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

イ 歯科訪問診療補助加算

算定要件を満たしていない歯科訪問診療補助加算を算定している次の例が 認められたので改めること。

算定の対象となる歯科訪問診療の時間を通じて歯科訪問診療の補助を行っていない。

③ 訪問歯科衛生指導料

算定要件を満たしていない訪問歯科衛生指導料を算定している次の例が認められたので改めること。

歯科衛生士等に指示した内容を診療録に記載していない。

④ 歯科疾患在宅療養管理料

算定要件を満たしていない歯科疾患在宅療養管理料を算定している次の例が 認められたので改めること。

患者の継続的な管理に必要な事項を診療録に記載又は管理計画書の写しを 診療録に添付していない。

#### (3) 検査

① 電気的根管長測定検査

検査結果を診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付していない不適切な例が認められたので改めること。

② 歯周病検査

#### ア 歯周基本検査

- (ア) 歯周病検査は、診断や治療計画立案、歯周組織の評価等を目的として 実施するものであることに留意の上、適切な検査と評価を行うよう改め ること。
- (イ) 歯周基本検査におけるポケットの深さの測定及び歯の動揺度の検査結果について、診療録の記載に不備のある例が認められたので、適切に記載すること。
- (ウ) 2回目以降の歯周病検査は、歯周治療による歯周組織の変化や治療に対する反応等を評し、治癒の判断や治療計画の修正を行うことを目的として実施するものであるので、適切な検査と評価を行うよう改めること。

#### イ 歯周精密検査

(ア) 算定要件を満たしていない歯周精密検査を算定している次の例が認め られたので改めること。

必要な検査のうち、プロービング時の出血の有無の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

- (イ)必要性の認められない歯周精密検査を実施している例が認められたの で改めること。
- ③ 顎運動関連検査

残存歯の状態及び欠損補綴物の設計から判断して、必要性の認められない顎 運動関連検査を実施している例が認められたので改めること。

④ 歯冠補綴時色調採得検査

口腔内カラー写真の整理・保管に不備のある例が認められたので、適切に整理・保管すること。

#### (4) 画像診断

① 総論的事項

ア 歯科エックス線撮影において、診断に必要な部位が撮影されていない不適

切な例が認められたので改めること。

- イ 必要性の認められない歯科用3次元エックス線断層撮影を行っている例が 認められたので改めること。
- ウ 歯科疾患の診断に際して、歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影又は歯科部分パノラマ断層撮影等、各種撮影方法を比較考慮した内容に関して診療録への記載がなく、歯科用3次元エックス線断層撮影を第一選択とした理由が確認できない例が認められたので、記載内容の充実を図ること。
- エ 歯科疾患の画像診断に際しては、疾患の状態や撮影範囲、得られる結果等 を十分考慮し適切な撮影方法を選択すること。
- オ 歯科用3次元エックス線断層撮影において、失敗により再撮影を行った場合に当該撮影に係る一連の費用を算定している例が認められたので改めること。
- カ 歯科エックス線撮影において、実施回数と算定回数が異なっている例が認 められたので改めること。
- ② 撮影した歯科エックス線写真を確認できない例が認められたので、適切に整理・保管すること。
- ③ 撮影した歯科エックス線写真が変色している例が認められたので、適切に取り扱うこと。

#### 4 診断料

- ア 歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき写真診断に係る必要な所見について、記載の不十分な例が認められたので個々の症例に応じて適切に記載すること。
- イ 歯科エックス線撮影を行った場合に、診療録に記載すべき写真診断に係る 必要な所見について、記載の不十分な例が認められたので個々の症例に応じ て適切に記載すること。
- ウ 算定要件を満たしていない画像診断における診断料を算定している次の例 が認められたので改めること。
  - (ア) 歯科エックス線撮影を行った場合に、診療録に記載している写真診断 に係る必要な所見が実態と異なっている。
  - (イ) 歯科エックス線撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない。

#### (5)投薬

医師が処方すべき薬剤を歯科医師が処方している不適切な例が認められたので 改めること。

#### (6) リハビリテーション

歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」について、診療録に 記載すべき調整部位又は指導内容等の要点について、画一的に記載している、記 載がない、又は不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

# (7) 処置

① う蝕処置

診療録に記載すべき処置内容等について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

#### ② 咬合調整

ア 歯冠形態の修正を行った際に、診療録に記載すべき修正理由について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

イ 留意事項通知に定める処置のいずれにも該当していない場合に、算定でき ない咬合調整を算定している例が認められたので改めること。

#### ③ 歯内療法

歯内療法において、所見、経過等について診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

#### ④ 根管充填

ア 加圧根管充填処置を算定しない場合においても、根管充填を行った際には 必要に応じて歯科エックス線撮影を実施し、的確な診断を基に適切な治療を 行うこと。

- イ 算定要件を満たしていない加圧根管充填処置を算定している次の例が認め られたので改めること。
  - (ア)緊密な根管充填を行っていない。
  - (イ)複数の根管を有する歯において、一部の根管で緊密な根管充填を行っていない。
  - (ウ)根管充填後に歯科エックス線撮影又は歯科部分パノラマ断層撮影により根管充填の状態を確認していない。
  - (エ)根管充填後に撮影した歯科用エックス線画像が根管充填の確認に利用できない。
  - (オ)加圧根管充填処置について、単根管又は2根管で算定すべきものを3 根管として誤って算定している例が認められたので改めること。
- ウ 根管充填後に撮影した歯科用エックス線画像で根管が重なって撮影されている例が認められたので、エックス線撮影を行う際には撮影する目的に合致した方法で行うこと。

#### ⑤ 歯周組織の処置

# ア 総論的事項

(ア) 歯周病に係る症状、所見、治癒の判断、治療計画等の診療録への記載が不十分であり、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので改めること。

(イ) 歯周治療の実施に当たっては、「歯周病の治療に関する基本的な考え 方」(令和2年3月 日本歯科医学会)を参考に適切な治療を行うこと。

# イ 歯周基本治療

(ア) 算定要件を満たしていない歯周基本治療を算定している次の例が認め られたので改めること。

歯周基本治療(スケーリング・ルートプレーニング)を歯周病検査の 結果に基づいて行っていない。

(イ)必要性の認められない歯周基本治療(スケーリング・ルートプレーニング)を実施している例が認められたので、歯周病検査の結果、画像診断等に基づく的確な診断及び治療計画により適切な治療を行うこと。

# ウ 歯周病安定期治療

歯周病安定期治療の実施に際しては、一連の歯周基本治療等の終了後に、一時的に病状が安定した状態であって、継続的な治療が必要と判断された患者に対して、病状の安定を維持し、治癒させることを目的として実施すること。

#### エ その他の処置

歯冠修復物又は補綴物の除去

- ・メタルコアであって歯根の3分の1以上のポストを有するものに該当していない場合に、算定できない歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している例が認められたので改めること。
- ・スクリューポストを除去した場合に、算定できない歯冠修復物又は補 綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している例が認められた ので改めること。

#### (8) 手術

#### ① 抜歯手術

ア 算定できない難抜歯加算を算定している次の例が認められたので改めること。

歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対する骨の開さく又は歯根分離術 等に該当していない。

イ 算定できない抜歯手術の注3に規定する加算を算定している次の例が認め られたので改めること。

下顎完全埋伏智歯(骨性)又は下顎水平埋伏智歯の場合に該当していない。 ウ 歯の破折片除去の手術内容について診療録への記載が不十分な例が認めら れたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

#### ② 分割抜歯

症状、所見、手術内容について、診療録への記載が不十分な例が認められた ので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

# ③ 口腔内消炎手術

ア 診療録に記載すべき内容について、症状の記載が不十分な例が認められた ので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

- イ 口腔内消炎手術について、診療録に記載すべき手術内容の要点の記載が画 一的な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ウ 口腔内消炎手術「2 歯肉膿瘍等」で算定すべきものを、誤って「3 骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等」で算定している例が認められたので改めること。
- ④ 口蓋隆起形成術

咀嚼又は発音に際して、口蓋隆起が著しい障害となるような場合において、 口蓋隆起を切除及び整形した場合に算定することに留意すること。

⑤ 歯周外科手術

不十分な診断に基づいた歯周外科手術「3 歯肉切除手術」を実施している例が認められたので、的確な診断のもと適切に実施すること。

- (9) 歯冠修復及び欠損補綴
  - ① 補綴時診断料
    - ア 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、 次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
      - (ア) 欠損部の状態
      - (イ) 欠損補綴物の名称及び設計等の要点
    - イ 算定要件を満たしていない補綴時診断料を算定している次の例が認められ たので改めること。

欠損部の状態についての要点を診療録に記載していない。

- ② クラウン・ブリッジ維持管理料
  - ア 算定要件を満たしていないクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している 次の例が認められたので改めること。

患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない。

- イ 患者への提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
  - (ア) 補綴部位
  - (イ) 保険医療機関名
- ③ 印象採得

レジン系印象材若しくはラバー系印象材等を用いて咬合圧印象を行った場合 又はフレンジテクニック、マイオモニターによる印象若しくは各個トレー及び 歯科用インプレッションコンパウンドを用いて筋圧形成を行い、ラバー系印象 材等を用いて機能印象を行った場合以外で、特殊印象を誤って算定している例 が認められたので改めること。

# ④ 歯冠修復

ア 充填を行った場合に使用した材料名について、診療録に記載していない例 が認められたので、適切に記載すること。

イ 充填について、不適切な手技による脱離等に対する再充填が散見されたの で、適切に実施すること。

#### ⑤ CAD/CAM冠

CAD/CAM冠用材料(Ⅲ、V)の材料の名称及びロット番号等を記載した文書(シール等)が適切に保存・管理されていないため、使用患者、使用部位および使用日がわかるよう適切に保存・管理すること。

#### ⑥ 有床義歯修理

ア 修理内容の要点を診療録に記載しておらず、算定要件を満たしていない有 床義歯修理を算定している例が認められたので改めること。

- イ 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、 修理内容の要点について個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ウ 有床義歯修理に際して、誤って印象採得、咬合採得、試適を算定している 例が認められたので改めること。
- ⑦ 有床義歯内面適合法

実施内容について診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

# II 診療報酬の請求等に関する事項

1 届出事項、報告事項等

次の届出事項について、変更が認められたので速やかに中国四国厚生局あてに届け 出ること。

- ① 保険医の異動
- ② 標榜診療科目の変更
- ③ 標榜診療時間の変更
- ④ 標榜診療日の変更

#### 2 掲示事項

掲示事項について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 保険医療機関である旨の標示を行っていない。
- ② 明細書の発行に関する事項の掲示をしていない。
- ③ 明細書の発行に関する事項の掲示内容が不十分である。
- ④ 明細書の発行に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。
- ⑤ 施設基準に関する事項の掲示について、届出を要しない施設基準(明細書発 行体制等加算)を掲示している。

- ⑥ 施設基準に係る事項の掲示をしていない。
- ⑦ 施設基準に係る事項の掲示内容が誤っている。

#### 3 診療報酬請求

#### (1) 総論的事項

- ① 診療録と診療報酬明細書において、傷病名について一致しない例が認められたので、保険医療機関により十分に照合・確認を行い適切に記載すること。
- ② 実施していない顎運動関連検査を誤って算定している例が認められたので改めること。
- ③ 診療報酬の請求について、医師と請求事務担当者の確認不足により生じた次の誤りが認められた。診療報酬の請求に当たっては、歯科医師と請求事務担当者が連携を図り、適正な保険請求を行うこと。また、診療報酬明細書を審査支払機関に提出する前に、歯科医師自ら点検を十分行うこと。

診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行っていない場合に、算定できない診療情報提供料(I)を誤って請求している。

#### (2)診療報酬明細書の記載

同一歯に対して初回の根管貼薬処置を実施した日の属する月から起算して6月 を超えて治療を継続して処置を行う場合は、診療報酬明細書の「摘要」欄に、当 該歯の状態及び初回の根管貼薬処置を行った年月を記載すること。

#### (3) 歯冠修復及び欠損補綴

補強線を鋳造バーとして誤って算定している例が認められたので改めること。

#### 4 一部負担金等

- (1) 一部負担金
  - 一部負担金の徴収について、次の例が認められたので、適切に徴収すること。
  - ア 徴収すべき者(自家診療)から適切に徴収していない。
  - イ 減免している。
  - ウ 計算方法が誤っている。

#### (2) 領収証・明細書

明細書について、患者から交付を希望しない旨の申し出がなかった場合は、個別の診療報酬点数の項目の分かる明細書を発行しなければならないので、適切に交付すること。

#### 5 その他

保険診療に関する諸規則や算定要件等の理解が十分でないことから、開設者及び管理者として備えるべき知識の修得に努めること。